



七ヶ浜町  
第4期地域福祉計画  
[2024-2028]

## 地域福祉とは

それぞれの地域において、人々が安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。そして、その方向を示しているのが七ヶ浜町第4期地域福祉計画 [2024-2028] となります。

## 目次

あいさつ 七ヶ浜町長 寺澤 薫

### 本編

- ① 地域福祉計画について・基本理念・基本方針・行動計画
- ③ 基本方針1 つなぎ 町内連携の推進
- ⑤ 基本方針2 ささえ 地域支えあい体制の構築
- ⑦ 基本方針3 いきる 交流機会の確保
- ⑨ 行動計画1 安全で安心なまちの実現 地域見守り体制の強化
- ⑪ 行動計画2 安全で安心なまちの実現 迅速な避難支援
- ⑬ 行動計画3 安全で安心なまちの実現 成年後見制度の利用促進
- ⑮ 行動計画4 安全で安心なまちの実現 再犯防止の推進

### 資料編

- ⑰ 資料1 国勢調査に基づく人口の推移と人口推計
- ⑱ 資料2 住民基本台帳に基づく人口の推移
- ⑲ 資料3 介護保険認定状況及び障害者手帳交付状況の推移
- ⑳ 資料4 策定体制・策定経過



## □あいさつ

七ヶ浜町長 寺澤 薫



近年の社会状況の変化、生活様式の多様化等により地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、地域におけるつながりや関係が希薄になりつつあります。

また、いっそう高齢化、人口減少社会が進み、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援等において、現在の福祉制度では解決できない各福祉分野を横断する複雑化した問題が顕在化し、地域福祉への必要性はより高まっております。さらに、近年、地震や豪雨災害などの自然災害が頻発化・激甚化し、地域における住民同士の支えあいの重要性が増しています。

本町では、令和4年3月に「七ヶ浜町長期総合計画」を策定し、「安心 笑顔 心いやされるまち」を基本理念とし、この上記計画のもと、七ヶ浜町地域福祉計画では、基本理念を第1期、第2期は、「まごころで支え合う地域のきずな」、第3期は「つなぎ・ささえ・いきる」とし、住民主体による身近なコミュニティ構築に向け、住民、地域、行政、関係団体が共に連携し、地域福祉施策を総合的に推進してまいりました。

この度策定いたしました第4期地域福祉計画では、第3期の基本理念を継続し、連携と支援により、こころと体、社会的な健康づくりを推進する「つなぎ・ささえ・いきる」とし、4つの行動計画を掲げ、地域、行政、関係団体の連携体制を強化し、福祉分野に限らず、防災、防犯、生きがいづくりなどに一体的に取り組み、住民の皆様がいつまでも心身ともに健康で、生きがいを持ち、笑顔で暮らせるよう地域福祉を推進してまいります。

今後とも、地域の皆様、そして行政、関係団体等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携しながら、お互いの顔が見える関係を大切に、「安全で安心なまち」の実現に向け取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりお力添えを賜りました七ヶ浜町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

## 1 地域福祉計画策定の根拠

七ヶ浜町第4期地域福祉計画[2024-2028](以下、「第4期地域福祉計画」と表記)は、地域の誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会の実現」に向け、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定しました。

また、地域福祉計画は、成年後見制度の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度利用促進基本計画、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定し、一体的に推進します。

## 2 地域福祉計画の期間

図1

地域福祉計画は、2009(平成21)年度に第1期地域福祉計画が始まり、以降、5年毎に計画を策定しており、第4期地域福祉計画は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間としました。

## 3 第4期地域福祉計画の体系

図2

第4期地域福祉計画の基本理念を「つなぎ・ささえ・いきる」とし、連携と支援によりこころと体、社会的な健康づくりを推進します。

「社会的な健康」とは、他人から必要とされ、生きがいを持って暮らすことのできる状態を意味するものです。

心身はもとより、社会的な健康状態を保ちながら日々の暮らしを送ることを目指します。

また、基本理念を実現するための3つの基本方針と、基本方針を実践的に取り組むための4つの行動計画を定めました。

図1 地域福祉計画の計画期間(5年間)

[和暦]	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
[西暦]	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	第3期地域福祉計画(前回)					第4期地域福祉計画(今回)					第5期地域福祉計画(次回)				

図2 第4期地域福祉計画 基本理念・基本方針・行動計画

基本理念	つなぎ・ささえ・いきる	連携と支援により、こころと体、社会的な健康づくりを推進します。
基本方針1	つなぎ(連携)	町内連携の推進
基本方針2	ささえ(支援)	地域支えあい体制の構築
基本方針3	いきる(健康)	交流機会の確保
行動計画1	安全で安心なまちの実現	地域見守り体制の強化
行動計画2		迅速な避難支援
行動計画3		成年後見制度の利用促進
行動計画4		再犯防止の推進



## 基本方針 1 つなぎ（連携） 町内連携の推進

健康で生きがいを持ち、笑顔で、幸せな暮らしを送るためには、地域コミュニティの推進に加え、地域や民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉関係者との連携など、「ひととひと」をつなぐため、お互いの顔が見える関係、こころのつながりを今まで以上に意識し、町内連携を推進します。

### 地域、社協、行政との連携体制

図 3

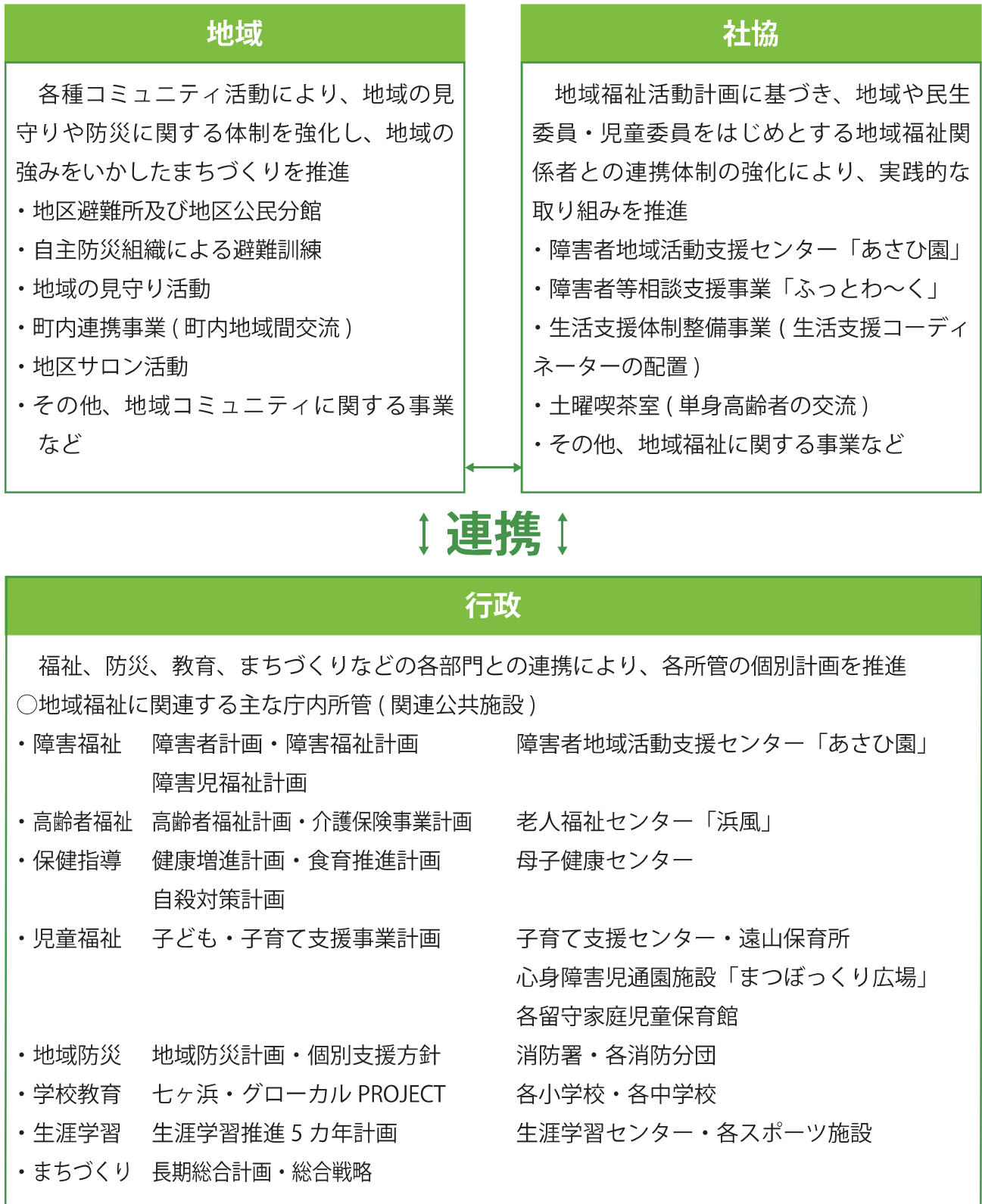
町内連携の推進にあたっては、多くのボランティアや関係者による理解と協力が不可欠です。

地域、住民、社協、行政がそれぞれの立場を理解しながら、地域課題の共有及び地域の見守りや防災に関する体制を強化し、地域の強みをいかしたまちづくりを推進します。

また、公的な後方支援（公助）、地域及び団体による連携や支援（共助）も重要ですが、「自らが生きがいを持って様々な活動に積極的に関わり、元気に生きていく」ということ（自助）が最も重要です。

基本理念の「つなぎ・ささえ・いきる」の実現に向け、地域、社協、行政の連携体制を強化し、地域福祉を推進します。

図3 地域、社協、行政との連携体制





## 基本方針 2 ささえ（支援） 地域支えあい体制の構築

地域福祉の推進に向けては、地域の課題を共有し、より実践的で効果的な取り組みにつなげることが重要です。

本町では、区長、自主防災会長、民生委員・児童委員により構成された地域福祉推進会議を組織化し、避難行動要支援者に対する見守りやボランティア団体の連携強化に向けた取り組みを進めており、地域福祉推進会議を基盤とした、地域支えあい体制を構築します。

### 地域福祉推進会議

図 4

地域福祉推進会議は、地域福祉計画を推進するにあたり、地域福祉に関わる区長、自主防災会長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの地域福祉関係団体が一体となって進める必要があることから、2009(平成 21)年 8 月に組織化されました。

組織体制は、避難行動要支援者部会とボランティア部会に分かれ、避難行動要支援者名簿を活用した地域見守り体制の構築や、町内ボランティア団体のネットワーク化を実現するための活動をおこなっています。

避難行動要支援者名簿は、2018(平成 30)年 6 月に「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、逆手上げ方式により、関係者への高い**避難行動要支援者名簿提供率※1**を実現しています。

※1 [ 避難行動要支援者名簿提供率・避難行動要支援者名簿提供数 ]  
95.5%・1,666 人 2023(令和 5)年 11 月現在



## 図4 地域福祉推進会議 組織体制

### ○本部会議（事務局：町・町社協）

- ・会議全体の進行役並びに技術的な助言を行うためのアドバイザーを配置
- ・委員と部会合同の全体会議、委員による本部会議などを開催予定

#### 【委員】

- ・区長、自主防災会長、民生委員・児童委員、その他町長が特に必要と認める者

#### 【6つの機能】

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| (1) 情報機能 | 情報の共有・情報提供・事例発表               |
| (2) 調整機能 | 関係機関の連携による調整                  |
| (3) 研修機能 | 参加者の資質向上、ボランティア意識の醸成、福祉学習の推進  |
| (4) 調査機能 | 地域福祉に関する取り組みの実態把握、現状分析、問題点の把握 |
| (5) 評価機能 | 地域福祉に関する取り組みの事後評価             |
| (6) 改善機能 | 評価内容に基づく地域福祉に関する取り組みの改善や見直し   |

## 地域福祉推進会議

（事務局：町・町社協）

### ○避難行動要支援者部会（事務局：町）

#### (1) 避難行動要支援者ケース会議

- ・全地区を対象に開催
- ・民生委員・児童委員、地域包括、町社協
- ・地域見守り支援事業実施状況などの情報共有

#### (2) 連携会議

- ・希望する地区を対象に開催
- ・区長、自主防災会長、民生委員・児童委員、地域包括、町社協
- ・避難行動要支援者に関する情報共有

### ○ボランティア部会（事務局：町社協）

#### (1) ボランティアネットワーク会議

- ・町内ボランティア団体による自由参加
- ・各団体間の情報共有
- ・ボランティアのためのボランティアの構築
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

## 基本方針3 いきる(健康) 交流機会の確保

年代を問わず、様々な交流機会の場やコミュニティ活動を通して、親しい仲間と和気あいあいと様々な活動に参加する、その何気ない行動が、自分らしさの発見につながるとともに、心身の健康と社会的な健康につながります。

住民の健康的な活動のきっかけとなる交流機会の場を提供します。

### ドライビングシミュレーター

図5

このドライビングシミュレーターは、運転操作を疑似的に体験できるシステムで、実際にハンドルやアクセル、ブレーキを操作し、運転技能と運転脳年齢を診断することができ、運転意識の向上、交通事故の減少を目的に導入しました。

ドライビングシミュレーターを地区避難所や公民分館などに持ち込み、体験会を開催し、運転脳年齢の診断結果を比較するなど、楽しみながら運転寿命の延伸に取り組んでいます。

### 七ヶ浜アロープログラム

図6・図7

七ヶ浜アロープログラムは、スポーツダーツを通じた健康寿命の延伸やスポーツ振興、地域交流のきっかけづくりなど、年代を超えた交流事業を目的に2021(令和3)年度から取り組んでいます。

スポーツダーツは、町からダーツボードを貸し出し、各地区の介護予防教室や放課後児童クラブ、地区活動で利用されているほか、七ヶ浜国際村を会場にダーツフェスタとして、地区対抗ダーツ大会及び町民ダーツ大会を開催しています。

図5 ドライビングシミュレーター



図6 七ヶ浜アロープログラム(七ヶ浜あろぷろ)の主な年代別事業

子ども向け	多世代向け	高齢者向け
<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後児童クラブ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダーツフェスタ</li><li>・七の市、産業まつり</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区サロン活動</li></ul>

図7 地区対抗ダーツ大会・町民ダーツ大会



# 行動計画 1 安全で安心なまちの実現 地域見守り体制の強化



## いつ、どのような形で発生するかわからない 災害に備えて

本町は、避難行動要支援者名簿を活用し、地域見守り支援員の配置や民生委員・児童委員、町社協、地域包括支援センターによる**避難行動要支援者ケース会議※2**を開催しています。

単身高齢者や**避難行動要支援者名簿に基づく地域の見守りルール**〔図 8〕に基づき、地域見守り体制の強化に取り組みます。

**図 8 避難行動要支援者名簿に基づく地域の見守りルール（随時見直し）**

区分	区分	地域見守り支援事業の対象	リスク
A	介護認定者以外 基本チェックリスト非該当者		<p>低</p> <p>高</p>
B	基本チェックリスト該当者	事業対象	
C	介護サービス未利用者		
D	介護サービス利用者		

## 地域見守り支援事業について **図 9・図 10**

本町は、2021(令和 3)年度より、避難行動要支援者名簿に基づく**地域の見守りルール**により、地域見守り支援員を配置し、生活状況の把握や適切な介護サービスの利用を促すことにより、介護状態の重度化を防止します。

※2 〔避難行動要支援者ケース会議〕 地域福祉推進会議の避難行動要支援者部会に、地域見守り支援事業に関する情報共有を目的として設置(6頁・10頁参照)

図 9 地域見守り支援事業のフロー

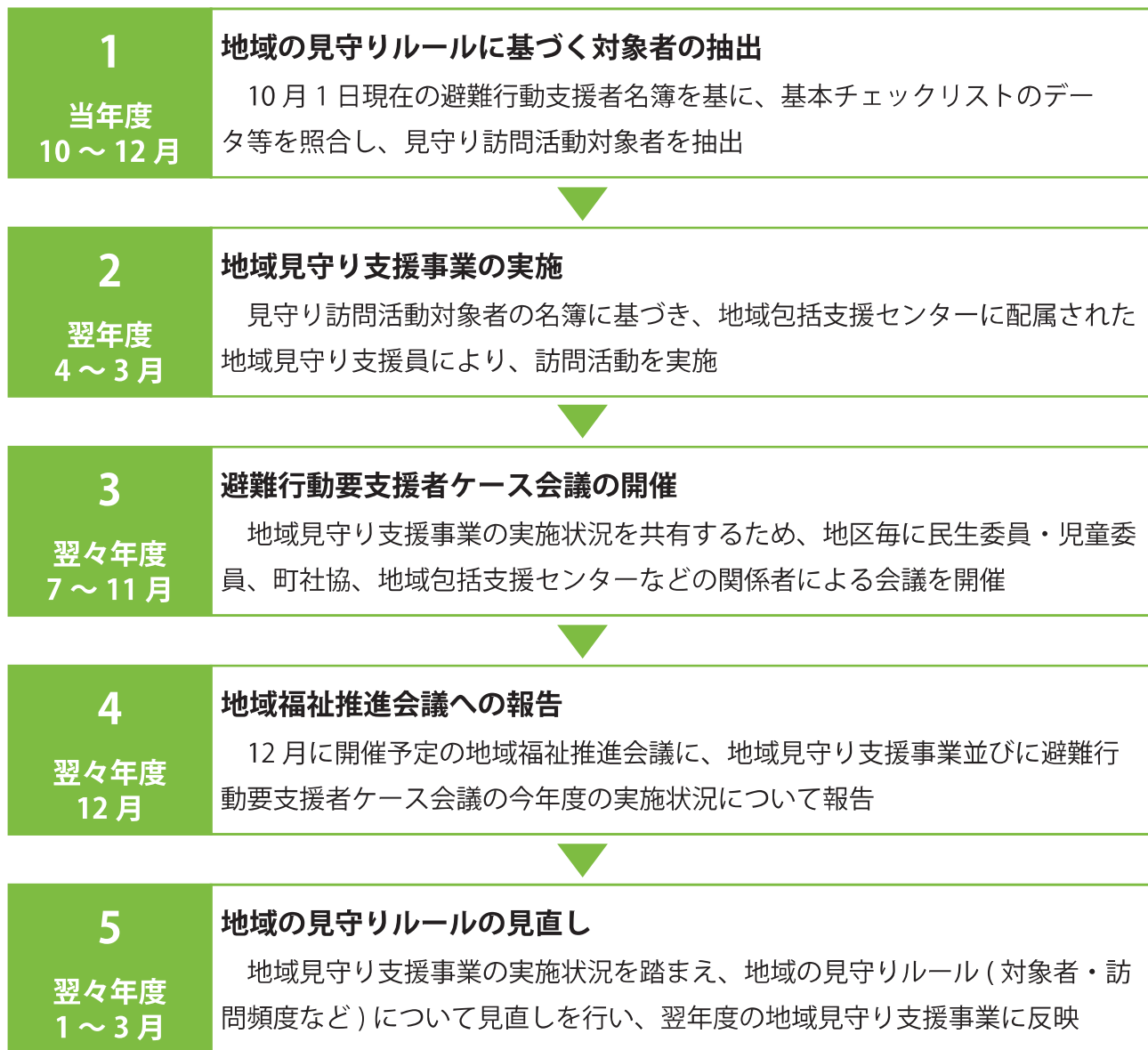
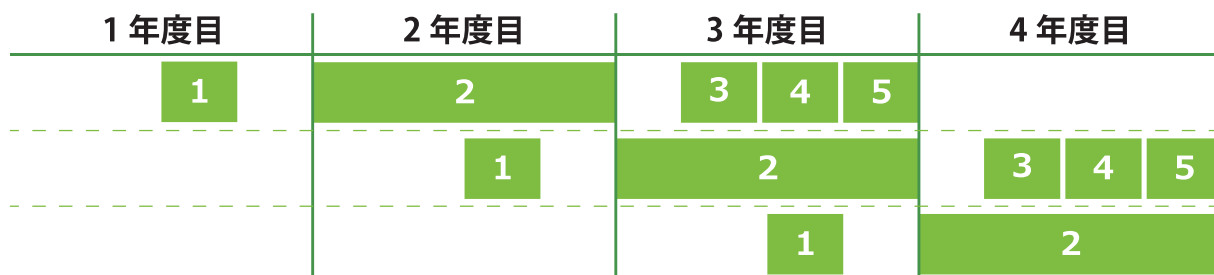


図 10 地域見守り支援事業フローの周期(3年度で1周期)



## 行動計画 2 安全で安心なまちの実現 迅速な避難支援

本町は、避難行動要支援者に関する円滑かつ迅速な避難支援を目的として、2018(平成30)年に**七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針 [図 11]** を策定しました。

また、2022(令和4)年度より、モデル地区の花渚浜地区を皮切りに、順次、各地区の個別避難計画の作成に取り組んでいます。

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿では制約のあった防災避難訓練時での訓練関係者への情報提供を可能とし、各地区において、より実践的な避難支援の事前検証が可能となりました。

自身の身の安全を第一に、支援と協力の限界を理解しつつも、地域ならではの取組みを尊重した迅速な避難支援を推進します。

### 個別避難計画について

図 12・図 13

個別避難計画は、災害発生時の避難の際に支援が必要な要支援者の迅速な避難支援を目的とし、作成対象者の同意を得て作成します。

個別避難計画には、作成対象者・避難所・緊急連絡先・避難支援等実施者(区長、自主防災会長、民生委員・児童委員、地域包括センターや町社協など)に関する情報、避難所までの距離や避難経路(地図)、風水害や津波災害発生時に想定される浸水深被害などを掲載します。

個別避難計画は、従来の避難行動要支援者名簿のみの運用と比べ、地区で開催する防災避難訓練での活用など、より実践的な運用が可能となりました。

図 11 七ヶ浜町地域防災計画 個別支援方針

基本方針 1	平常時における日頃の生活状況の把握が、発災時における迅速な避難行動につながります。
基本方針 2	支援と協力の限界を十分に認識し、自分の身の安全の確保を最優先します。
基本方針 3	地域ならではの取り組みを尊重します。

図 12 個別避難計画のイメージ

### 七ヶ浜町個別避難計画

**個別避難計画について**

- 本計画は、平常時の見守りや生活状況の把握、発災後の安否確認、防災避難訓練に利用することを目的として作成します。なお、本計画の目的外利用は認められていません。
- 本計画は、避難支援等実施者と情報を共有しますが、避難支援等実施者は、発災時にあなたを確実に避難させ、人命や身の安全の確保を行う義務を負いません。
- 防災避難訓練のため、訓練に必要な範囲で、関係者に本計画の情報を提供する場合があります。

**基本情報シート**

1 お住まいの地区と名簿番号 作成日 2022年00月00日

地区名	〇〇〇〇	名簿番号	
-----	------	------	--

2 個別避難計画対象者の情報

ふりがな	しちがはま たろう	性別	男
氏名	七ヶ浜 太郎	住所	東宮浜字丑谷辺5-1 (七ヶ浜町)
生年月日	年 月 日	電話番号	

3 避難所の情報

区分	施設名称	電話番号	住所
指定避難所	〇〇地区避難所		〇〇字〇〇 〇〇〇〇
拠点避難所	七ヶ浜国際村	022-357-5931	
拠点避難所	アクアリーナ	022-357-7890	
拠点避難所	生涯学習センター	022-357-3302	

4 緊急連絡先の情報 ※該当がない場合は、空欄

続柄等	氏名	電話番号	住所(わかる範囲で)
長男(記入例)			〇〇市在住
親戚(記入例)			

5 避難支援等実施者(関係者)の情報 ※該当がない場合は、空欄

区分	氏名	電話番号	担当地区
民生委員児童委員			〇〇浜地区
民生委員児童委員			
区長			
区長			
自主防災会長			

6 避難支援等実施者(組織)の情報

区分	施設名称	電話番号	住所
地域包括	地域包括支援センター	022-357-7447	東宮浜字丑谷辺5-1
新社会	新社会福祉協議会	022-349-7781	汐見台7丁目8-153

(裏面に続く)

### 七ヶ浜町個別避難計画

**支援内容シート[津波・地震]**

7 想定される災害に関する情報

区分	項目	詳細	備考
津波・地震	最大想定津波浸水深	00m	津波による被害
	風水害	土砂災害警戒区域	区域内・区域外 洪水や土砂災害

8 避難所までの距離と移動時間

出発地点	避難場所	移動手段	距離/移動時間
自宅	(指定避難所)花洲浜地区避難所	徒歩	00km/00分
指定避難所	(拠点避難所)七ヶ浜国際村	徒歩	00km/00分

9 自宅からの避難経路

図 13 地区で開催する防災避難訓練での活用例

計画作成対象者の同意を得た上で、個別避難計画を作成

作成

区長や民生委員・児童委員などの避難支援等実施者や、避難訓練関係者との情報共有

共有

地区で開催する防災避難訓練での活用により、避難支援に関するより実践的な検証が可能

協力

## 行動計画 3 安全で安心なまちの実現 成年後見制度の利用促進

経済的な虐待などによる権利や財産を擁護するため、**成年後見制度**※3[ 図 14・図 15] の利用を促進し、高齢者の尊厳を保持します。

成年後見制度の利用にあたっては、地域包括支援センターが弁護士からの助言や仙台家庭裁判所より実務に関する知見の提供を受けて、より実効性の高い運用を目指します。

### 成年後見制度利用促進に向けた基本方針

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することが出来るようにするため、次の三つの基本方針により、成年後見制度の利用を促進します。

1. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
2. 早期の段階からの相談体制の確保
3. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

※3 [ 成年後見制度 ] 様々な障害や認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度



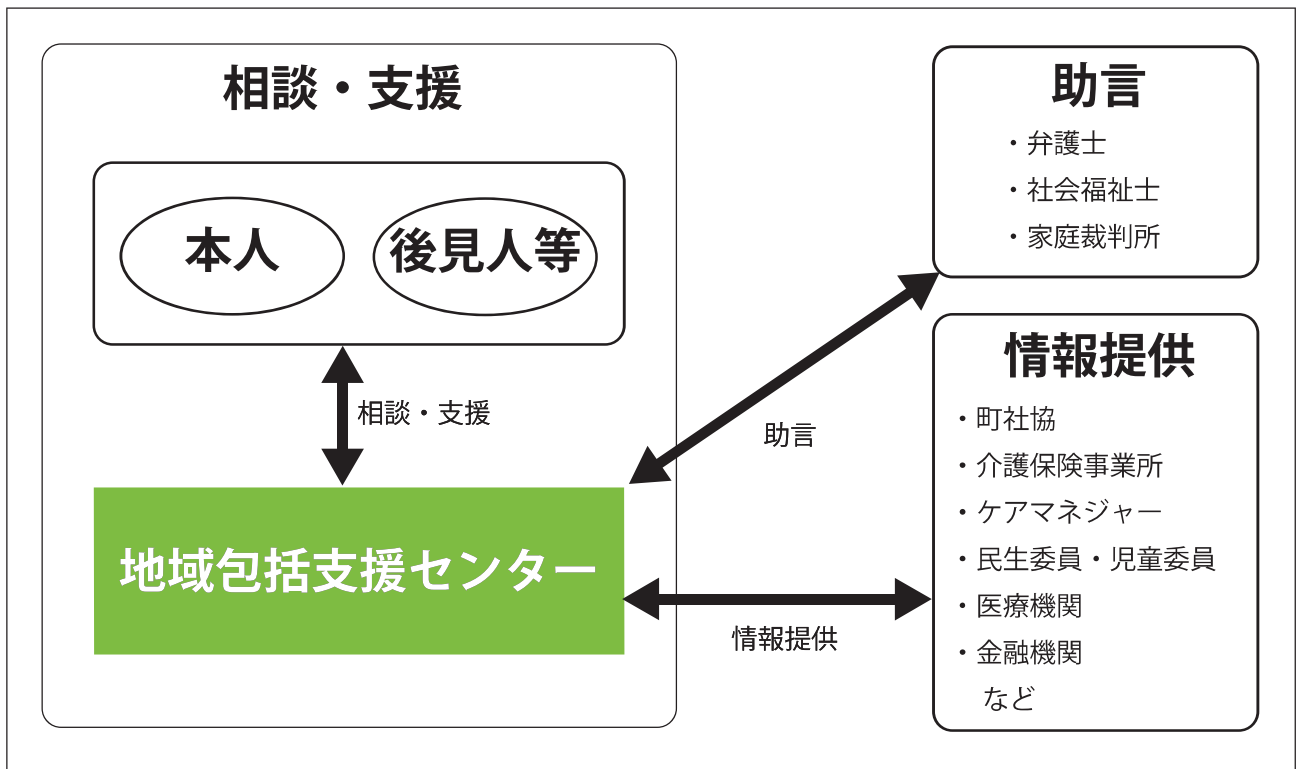


図 14 成年後見制度の種類

種類	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度です。 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」3つの制度があります。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分となった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要があります。	本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約を締結します。 なお、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行います。
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任されます。	全件で選任されます。

[出典] 厚生労働省「成年後見制度の現状」より抜粋

図 15 成年後見制度の運用イメージ



## 行動計画 4 安全で安心なまちの実現 再犯防止の推進

犯罪や非行をした人たちの中には、安定した仕事や住居がない者、高齢で身寄りがない人たちなど、地域社会で生活する上で、様々な課題を抱えている者が多く存在します。

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合は増加を続けており、再犯を防止することが課題となっています。

そのような人たちの再犯を防止するためには、刑事司法手続を離れた後も、社会復帰に向け、継続的な支援が必要と考えられます。

### 再犯防止の推進

犯罪や非行からの立ち直りを支援するため、保護司会や更生保護女性会と連携し、**社会を明るくする運動**※4 などを通じて再犯防止に関する運動を効果的に実施します。

また、**県再犯防止推進計画**※5 における再犯防止や**就労の確保** [ 図 16 ] などの施策を積極的に取り組み、地域において誰もが安心して暮らすことができるよう再犯の防止を推進します。

※4 [ 社会を明るくする運動 ] 犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとするための運動

※5 [ 県再犯防止推進計画 ] 犯罪や非行をした人たちのうち、支援が必要な者に対して、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し、地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す計画

図 16 就労の確保イメージ (宮城県再犯防止計画より)

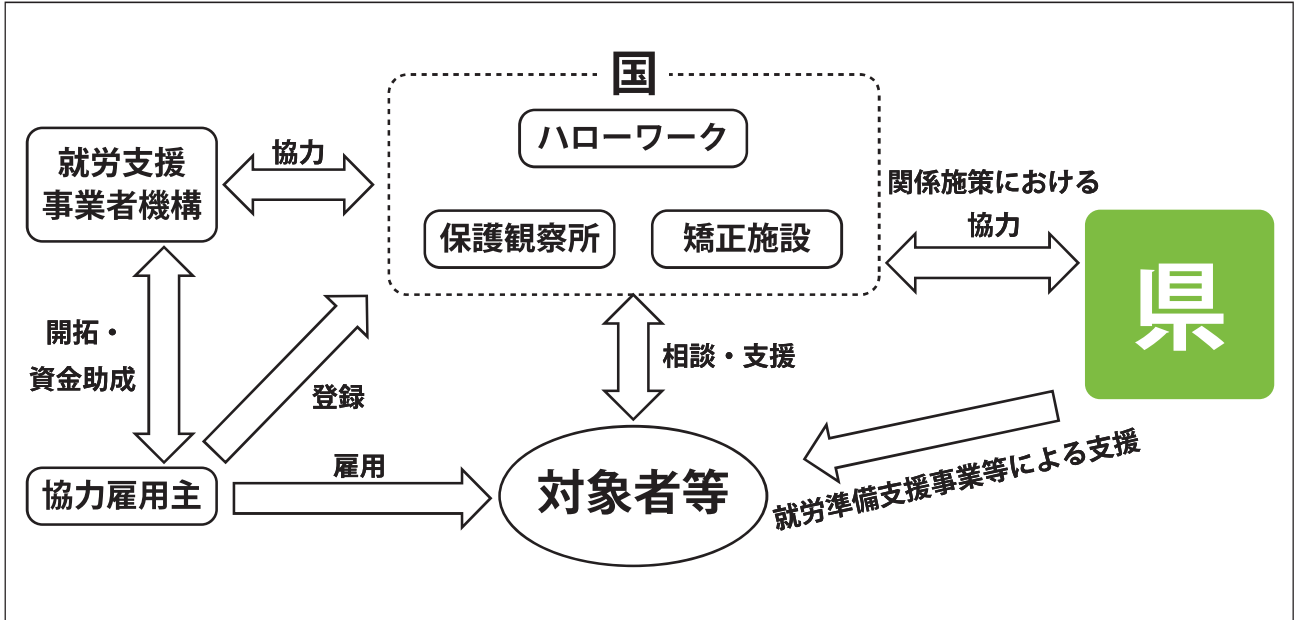
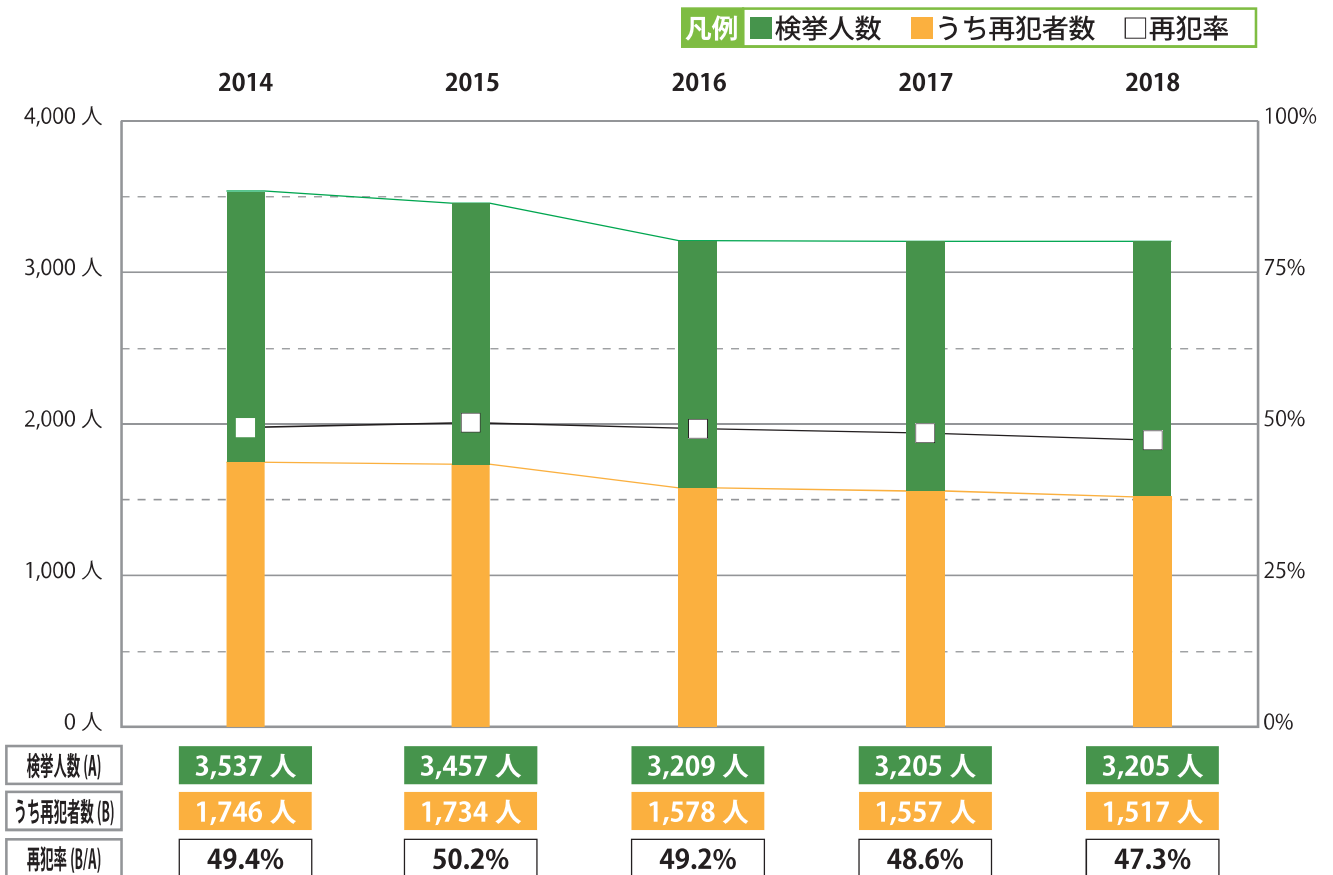


図 17 県内の検挙人数 (うち再犯者数)、再犯率の推移



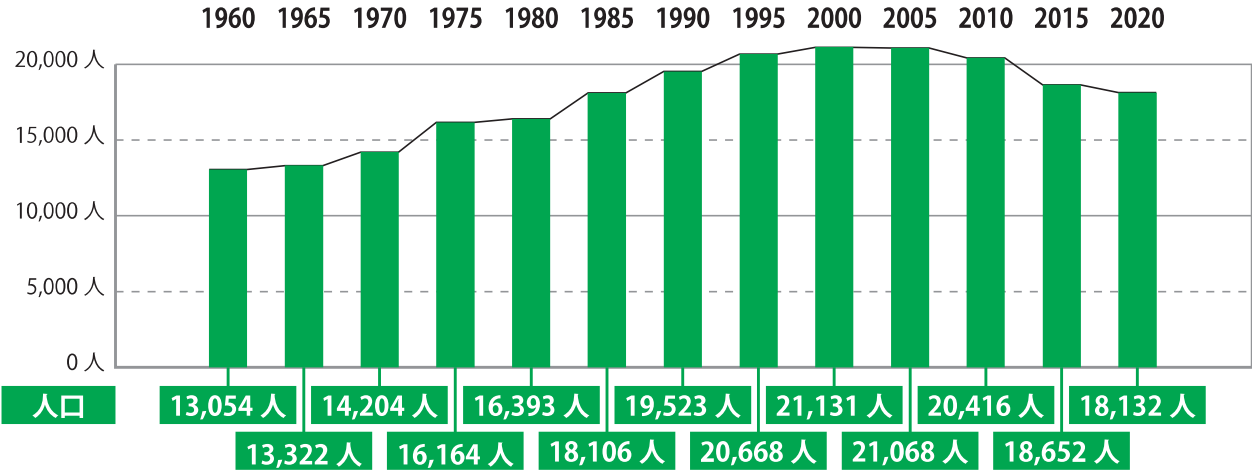
[ 出典 ] 県再犯防止推進計画

# 資料 1

## 国勢調査に基づく人口の推移と人口推計

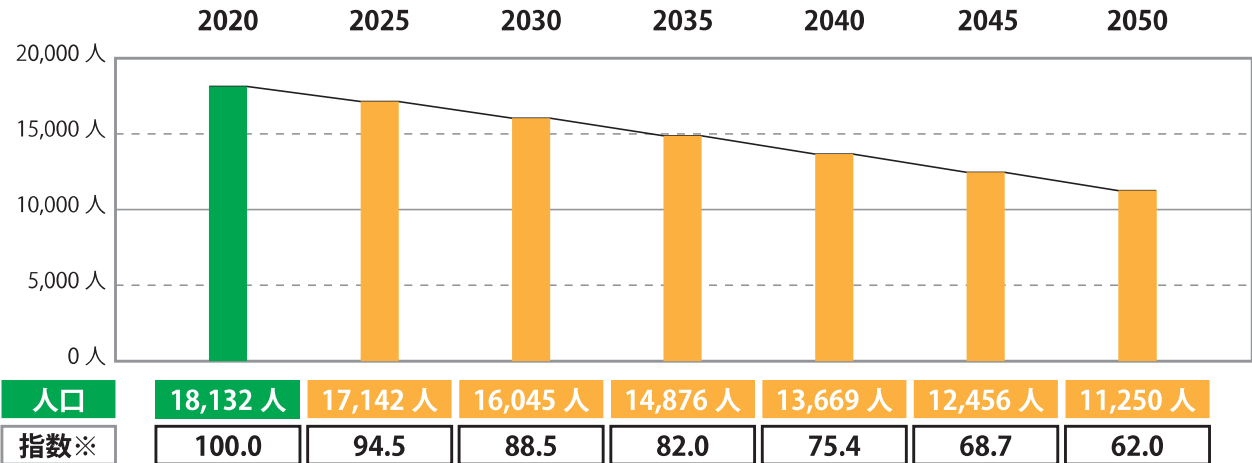
### ◎ 人口の推移 (国勢調査)

凡例 ■人口[実績]



### ◎ 人口の推移と推計

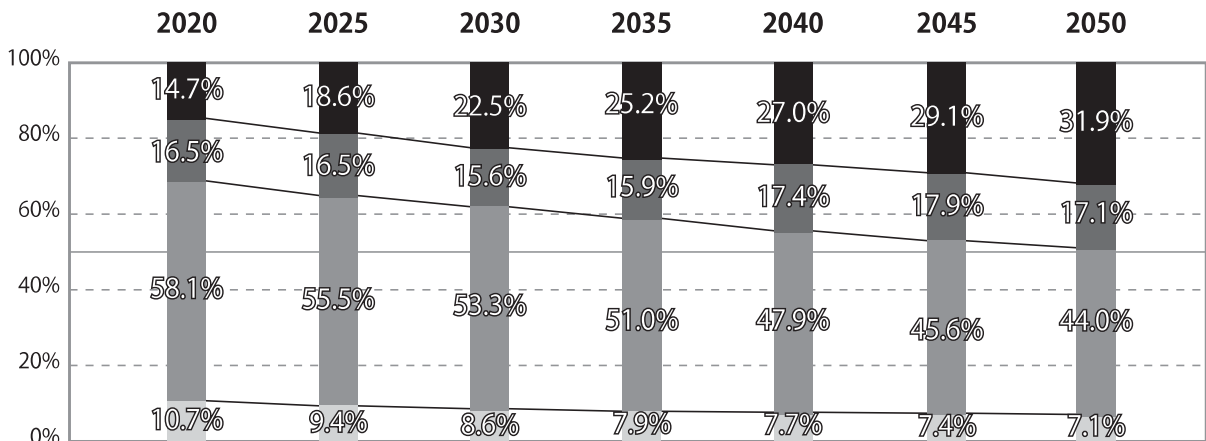
凡例 ■人口[実績] ■人口[推計]



※指数は、2020年の人口を100.0とした場合の比率(小数点第一位は四捨五入)

### ◎ 年齢階層別分布

凡例 ■0~14歳 ■15~64歳 ■65~74歳 ■75歳~

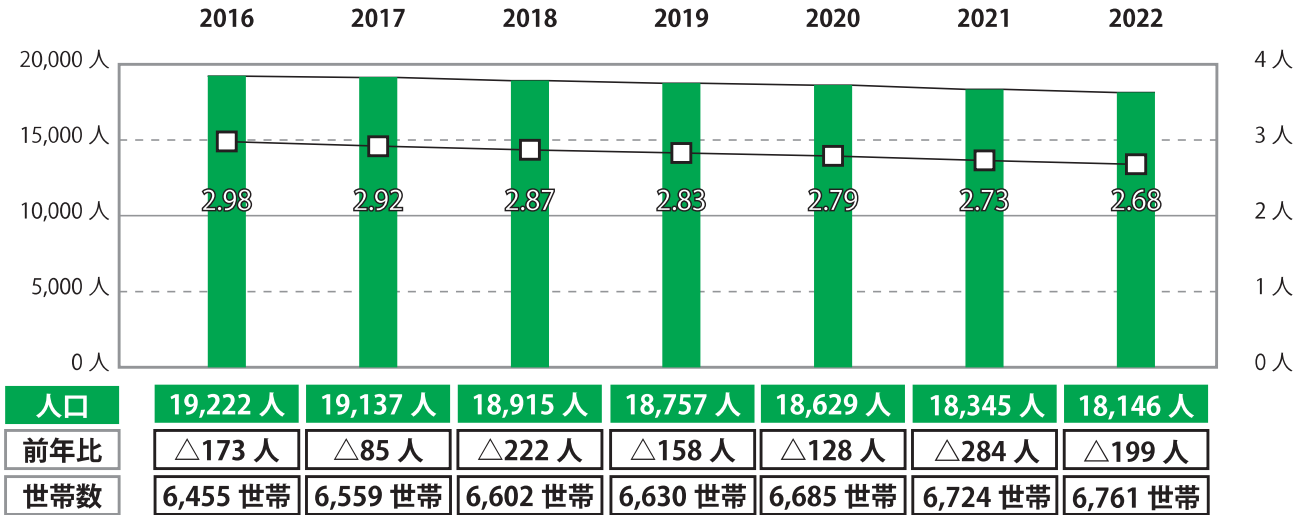


[基準日]10月1日 国勢調査(実績) 国立社会保障・人口問題研究所(推計)

## 資料 2 住民基本台帳に基づく人口の推移

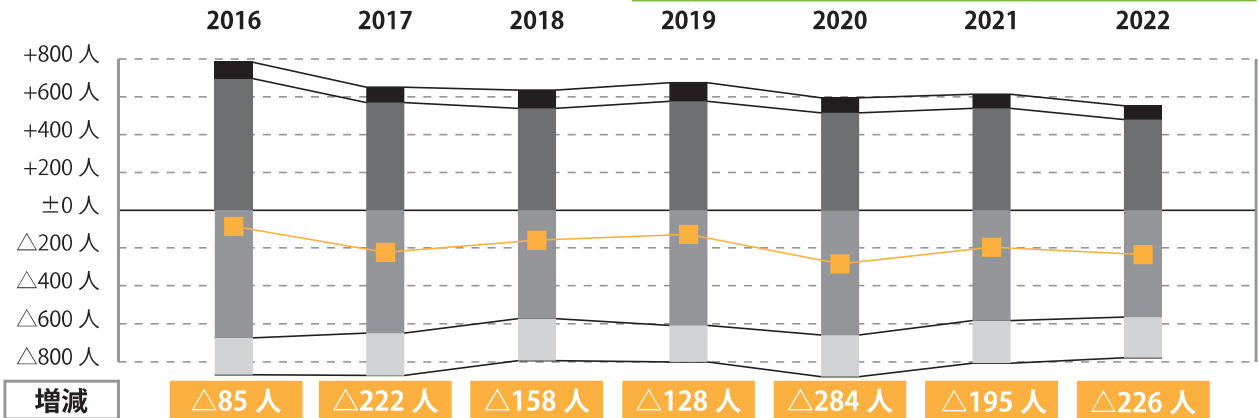
### ◎ 人口の推移 (住民基本台帳)

凡例 ■人口[実績] □1世帯当たりの人員



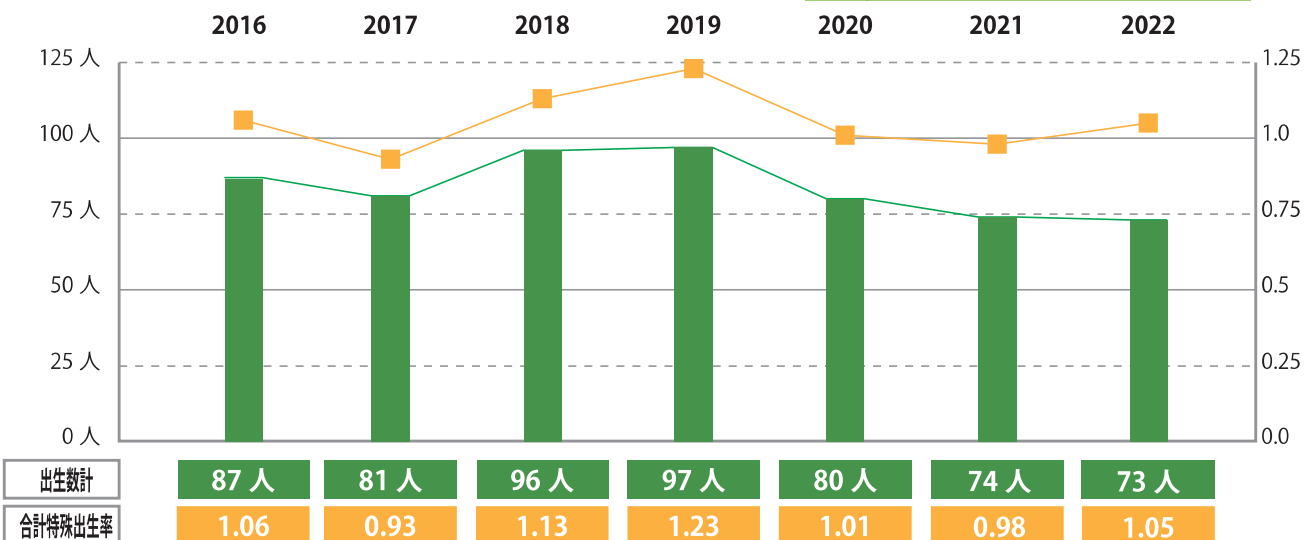
### ◎ 人口の自然動態と社会増減

凡例 ■出生 ■転入 ■転出 ■死亡 ■増減



### ◎ 出生数の推移

凡例 ■出生数 ■合計特殊出生率

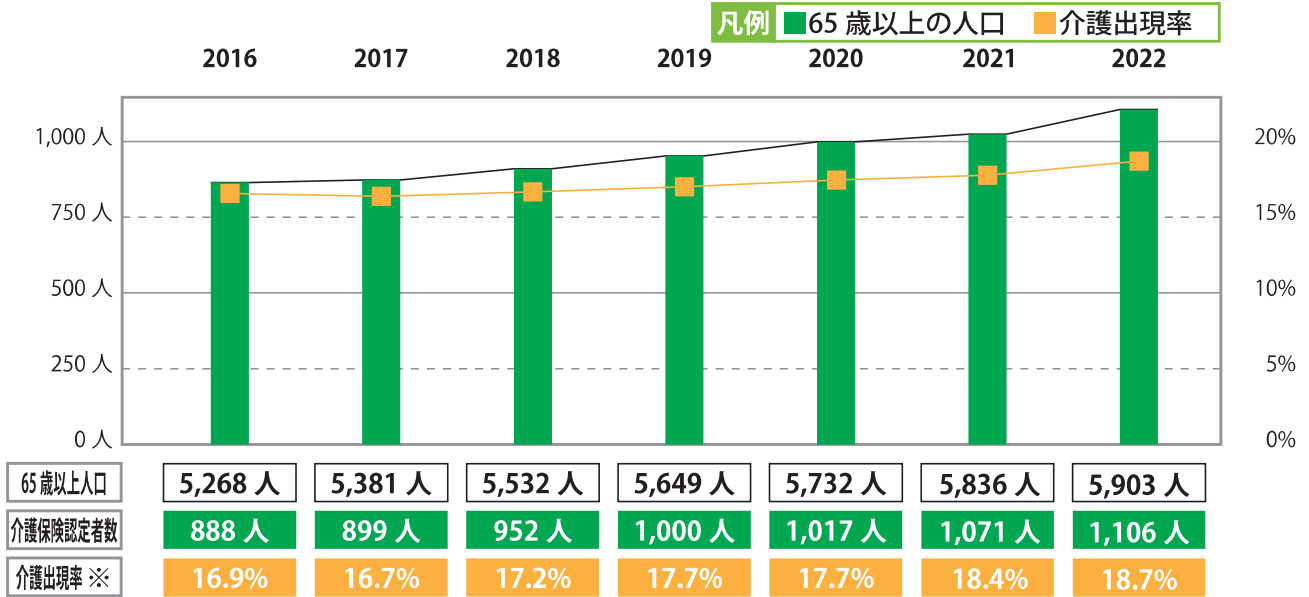


[基準日] 1月1日～12月31日 住民基本台帳

### 資料 3

## 介護保険認定状況及び障害者手帳交付状況の推移

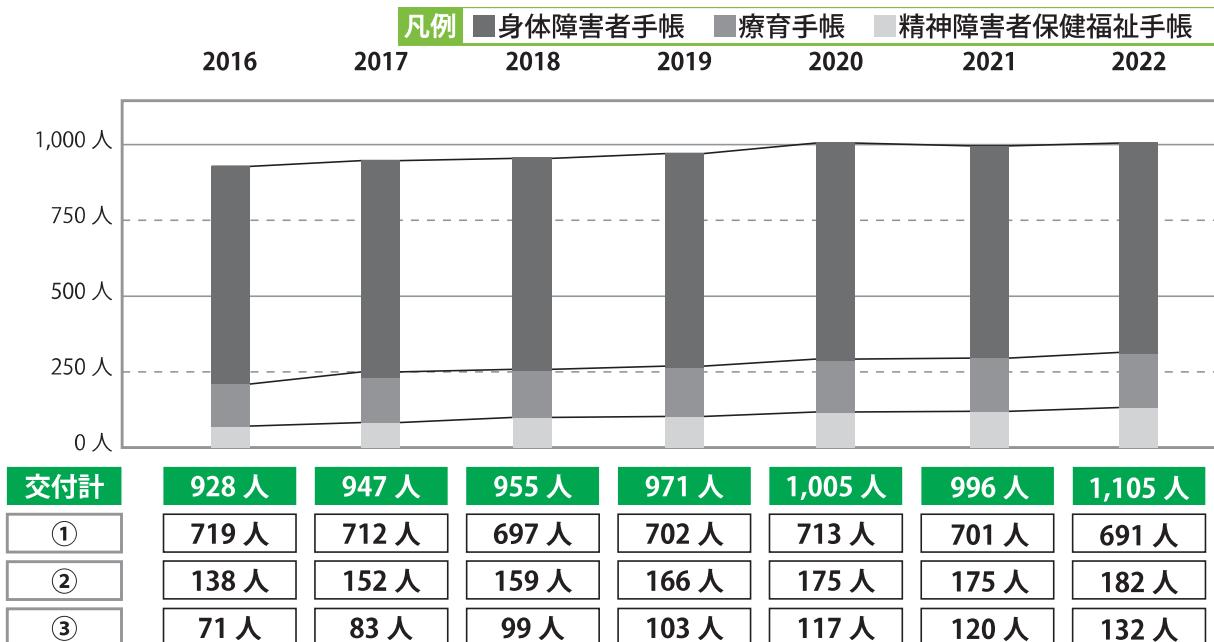
#### ◎ 介護保険認定状況の推移



※ 介護出現率 = 介護保険認定者数 ÷ 65歳以上の人口

[基準日]10月1日 [人口]住民基本台帳 [出典]長寿社会課

#### ◎ 障害者手帳交付状況の推移

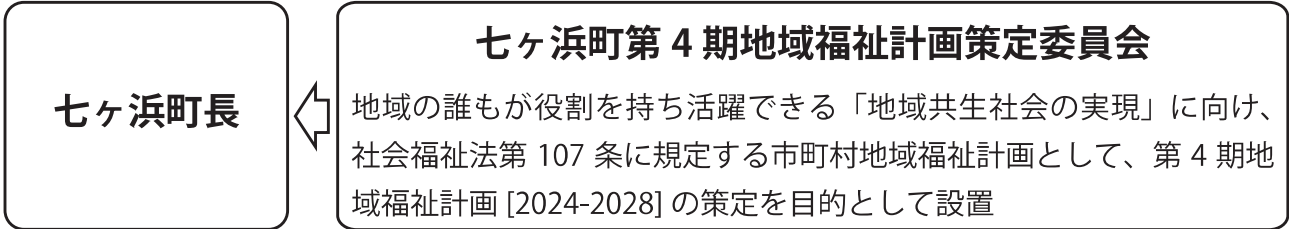


- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

[基準日]4月1日 [出典]健康福祉課

## 資料 4 策定体制・策定経過

### ◎ 計画策定体制



### ◎ 七ヶ浜町第 4 期地域福祉計画策定委員会 委員名簿 (10 名) (順不同・敬称略)

氏名	所属 (役職等)
委員長 阿部 和夫	七ヶ浜町社会福祉協議会 会長
副委員長 遠藤 敬一	七ヶ浜町民生委員児童委員協議会 会長
千葉 志美枝	七ヶ浜町婦人会 会長
鈴木 幹夫	七ヶ浜町老人クラブ連合会 会長
平 志津枝	七ヶ浜町更生保護女性会 会長
金子 美千子	七ヶ浜町ボランティア友の会 会長
後藤 章	七ヶ浜町民生委員児童委員協議会 副会長
伊藤 芳夫	七ヶ浜町障害者地域活動支援センター あさひ園 副園長
稲妻 とし江	塩釜地区保護司会七ヶ浜分会 保護司
赤間 とわ子	グループホーム 七ヶ浜桜の家 管理者

### ◎ 七ヶ浜町第 4 期地域福祉計画策定アドバイザー

氏名	所属 (役職等)
増子 正	東北学院大学地域総合学部地域コミュニティ学科教授

### ◎ 計画策定経過

項目・年月日	内容
令和 5 年 9 月 20 日	第 1 回 地域福祉計画策定委員会 ・委嘱状交付、第 4 期地域福祉計画の概要策定スケジュール ・第 4 期地域福祉計画の概要策定スケジュール、アンケート調査結果についての説明 ・骨子(案)、骨子に関するパブリックコメントについての審議
令和 5 年 12 月	地域福祉計画 骨子 パブリックコメントの実施 ・広報しちがはま令和 5 年 12 月号、町ウェブサイトに掲載
令和 6 年 1 月 24 日	第 2 回 地域福祉計画策定委員会 ・第 4 期地域福祉計画 [2024-2028] 中間案の審議 ・パブリックコメントに対する回答
令和 6 年 2 月 28 日	第 3 回 地域福祉計画策定委員会 ・第 4 期地域福祉計画 [2024-2028] 最終案の審議 ・第 4 期地域福祉計画 [2024-2028] の策定

